

# 令和6(2024)年度第3回みよし市国民健康保険運営協議会次第

日時 令和7(2025)年1月31日(金)

午後1時30分から

場所 みよし市役所 3階 研修室3

## 1 あいさつ

## 2 協議事項

- ・みよし市国民健康保険運営協議会答申(案)について

資料1, 資料2

## 3 報告事項

- ・国民健康保険税賦課限度額の改正について

# 令和7年度 税率改正検討表

## R4年度税率、R5年度税率、R6年度税率、R7年度標準保険税率(R7.1本算定)との比較

	医療分			後期分			介護分(40歳～64歳)			計			①モデル世帯での年税額		②被保険者1人当たりの年税額	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)
R4年度税率	6.14 %	25,500 円	20,000 円	1.71 %	8,700 円	5,100 円	1.61 %	9,700 円	5,000 円	9.46 %	43,900 円	30,100 円	250,100 円	( 4.5 %)	118,056 円	( 13.7 %)
R5年度税率	6.42 %	27,000 円	20,000 円	1.98 %	9,400 円	5,700 円	1.82 %	10,400 円	5,300 円	10.22 %	46,800 円	31,000 円	267,500 円	( 7.0 %)	125,224 円	( 6.1 %)
(R4とR5税率の差)	( 0.28 %)	( 1,500 円)	( 0 円)	( 0.27 %)	( 700 円)	( 600 円)	( 0.21 %)	( 700 円)	( 300 円)	( 0.76 %)	( 2,900 円)	( 900 円)	( 17,400 円)	— %	( 7,168 円)	— %
R6年度税率	6.82 %	28,600 円	20,700 円	2.16 %	9,900 円	6,100 円	1.93 %	10,700 円	5,400 円	10.91 %	49,200 円	32,200 円	283,500 円	( 6.0 %)	130,328 円	( 4.1 %)
(R5とR6税率の差)	( 0.40 %)	( 1,600 円)	( 700 円)	( 0.18 %)	( 500 円)	( 400 円)	( 0.11 %)	( 300 円)	( 100 円)	( 0.69 %)	( 2,400 円)	( 1,200 円)	( 16,000 円)	— %	( 5,104 円)	— %
R7標準保険税率 (R6.11仮算定)	7.97 %	34,169 円	22,182 円	2.72 %	11,516 円	7,476 円	2.51 %	12,727 円	6,299 円	13.20 %	58,412 円	35,957 円	338,000 円	( 19.2 %)	151,682 円	( 16.4 %)
<b>R7標準保険税率 (R7.1本算定)</b>	<b>8.01 %</b>	<b>34,342 円</b>	<b>22,294 円</b>	<b>2.78 %</b>	<b>11,777 円</b>	<b>7,646 円</b>	<b>2.34 %</b>	<b>11,889 円</b>	<b>5,884 円</b>	<b>13.13 %</b>	<b>58,008 円</b>	<b>35,824 円</b>	<b>336,900 円</b>	<b>( 18.8 %)</b>	<b>152,077 円</b>	<b>( 16.7 %)</b>
(R6税率とR7標準 税率との差)	( 1.19 %)	( 5,742 円)	( 1,594 円)	( 0.62 %)	( 1,877 円)	( 1,546 円)	( 0.41 %)	( 1,189 円)	( 484 円)	( 2.22 %)	( 8,808 円)	( 3,624 円)	( 53,400 円)	— %	( 21,749 円)	— %

①「モデル世帯の年税額」のモデル世帯は、賦課基準所得 1,500千円(基礎控除後) 被保険者2人(40歳以上65歳未満1人 40歳未満1人)とする。  
 ②「被保険者1人当たりの年税額」は、介護分も全体被保数(R6.4.1現在8,037人)で除している。

## (案) 数年かけて標準保険税率と同程度にした場合【令和5年度国保運営協議会答申に基づき、現行税率と標準保険税率との差を平成30年度から令和10年度までの改正で均等に近づけていくもの】

年度	医療分			後期分			介護分(40歳～64歳)			計			①モデル世帯での年税額		②被保険者1人当たりの年税額		③一般会計法定外 繰入金 (財源不足分)	一般会計法定 外繰入金 (財源不足分) 被保1人当たり
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)		
R7	7.11 %	30,000 円	21,000 円	2.31 %	10,300 円	6,400 円	2.03 %	10,900 円	5,500 円	11.45 %	51,200 円	32,900 円	296,100 円	( 4.4 %)	135,667 円	( 4.1 %)	131,891,179 円	16,410 円
前年差	( 0.29 %)	( 1,400 円)	( 300 円)	( 0.15 %)	( 400 円)	( 300 円)	( 0.1 %)	( 200 円)	( 100 円)	( 0.54 %)	( 2,000 円)	( 700 円)	( 12,600 円)		( 5,339 円)			
R8	7.41 %	31,400 円	21,400 円	2.46 %	10,700 円	6,800 円	2.13 %	11,200 円	5,600 円	12.00 %	53,300 円	33,800 円	309,200 円	( 4.4 %)	140,941 円	( 3.9 %)	89,501,233 円	11,136 円
前年差	( 0.3 %)	( 1,400 円)	( 400 円)	( 0.15 %)	( 400 円)	( 400 円)	( 0.1 %)	( 300 円)	( 100 円)	( 0.55 %)	( 2,100 円)	( 900 円)	( 13,100 円)		( 5,274 円)			
R9	7.71 %	32,800 円	21,800 円	2.62 %	11,200 円	7,200 円	2.23 %	11,500 円	5,700 円	12.56 %	55,500 円	34,700 円	322,600 円	( 4.3 %)	146,268 円	( 3.8 %)	46,689,776 円	5,809 円
前年差	( 0.3 %)	( 1,400 円)	( 400 円)	( 0.16 %)	( 500 円)	( 400 円)	( 0.1 %)	( 300 円)	( 100 円)	( 0.56 %)	( 2,200 円)	( 900 円)	( 13,400 円)		( 5,327 円)			
R10	8.01 %	34,300 円	22,200 円	2.78 %	11,700 円	7,600 円	2.34 %	11,800 円	5,800 円	13.13 %	57,800 円	35,600 円	336,300 円	( 4.2 %)	151,883 円	( 3.8 %)	1,558,466 円	194 円
前年差	( 0.3 %)	( 1,500 円)	( 400 円)	( 0.16 %)	( 500 円)	( 400 円)	( 0.11 %)	( 300 円)	( 100 円)	0.57 %	( 2,300 円)	( 900 円)	( 13,700 円)		( 5,615 円)			
増減率(額)計	( 1.19 %)	( 5,700 円)	( 1,500 円)	( 0.62 %)	( 1,800 円)	( 1,500 円)	( 0.41 %)	( 1,100 円)	( 400 円)	( 2.22 %)	( 8,600 円)	( 3,400 円)	( 52,800 円)	( - %)	( 21,555 円)	( - %)		

モデル世帯での年税額との伸び率と被保1人当たりの年税額、又は調定見込額の伸び率の差については、実際は1世帯平均が1.6人であるものをモデル世帯は2人にしてはいる点、モデル世帯では、税率改正しても、税額上限までいかないが、調定見込では、税率を改正したことにより上限までいく被保険者がいるため伸び率に差がでる。

(案)

資料2

令和7(2025)年2月 日

みよし市長  
小山 祐 様

みよし市国民健康保険運営協議会  
会長 酒 井 喜 市

みよし市国民健康保険税のあり方について（答申）

令和6(2024)年7月26日付け6み保健第497号で諮問のありました、  
令和7年度みよし市国民健康保険税のあり方について、慎重に審議した結  
果、別添のとおり答申します。

# 答 申 書

みよし市国民健康保険運営協議会

## 1 協議会の結論

令和7年度のみよし市国民健康保険税のあり方について、みよし市の国民健康保険制度を引き続き安定的に運営していくためには、次のとおり税率及び均等割、平等割を改定することが適当です。

【国民健康保険税税率等改定表】

区 分		改定後	現 行	増減
基礎課税額 (医療保険分)	所得割	7.11%	6.82%	0.29%
	均等割	30,000円	28,600円	1,400円
	平等割	21,000円	20,700円	300円
後期高齢者支 援金等課税額	所得割	2.31%	2.16%	0.15%
	均等割	10,300円	9,900円	400円
	平等割	6,400円	6,100円	300円
介護納付 金課税額	所得割	2.03%	1.93%	0.1%
	均等割	10,900円	10,700円	200円
	平等割	5,500円	5,400円	100円
合 計	所得割	11.45%	10.91%	0.54%
	均等割	51,200円	49,200円	2,000円
	平等割	32,900円	32,200円	700円

【国民健康保険税減額改定表】

区 分		改定後	現 行	増減	
7 割 減 額	基礎課税額 (医療保険分)	均等割	21,000円	20,020円	980円
		平等割	14,700円	14,490円	210円
	後期高齢者支 援金等課税額	均等割	7,210円	6,930円	280円
		平等割	4,480円	4,270円	210円
	介護納付 金課税額	均等割	7,630円	7,490円	140円
		平等割	3,850円	3,780円	70円
5 割 減 額	基礎課税額 (医療保険分)	均等割	15,000円	14,300円	700円
		平等割	10,500円	10,350円	150円
	後期高齢者支 援金等課税額	均等割	5,150円	4,950円	200円
		平等割	3,200円	3,050円	150円
	介護納付 金課税額	均等割	5,450円	5,350円	100円
		平等割	2,750円	2,700円	50円
2 割 減 額	基礎課税額 (医療保険分)	均等割	6,000円	5,720円	280円
		平等割	4,200円	4,140円	60円
	後期高齢者支 援金等課税額	均等割	2,060円	1,980円	80円
		平等割	1,280円	1,220円	60円
	介護納付 金課税額	均等割	2,180円	2,140円	40円
		平等割	1,100円	1,080円	20円

## 2 結論に至った理由

愛知県から示された令和7年度の標準保険税率は、ここ数年の標準保険税率と比べて高いものとなっており、本市で設定している税率とは大きく乖離しています。

愛知県国民健康保険運営方針では、「前年度決算において新たに赤字が発生した市町村は、国民健康保険が一会計年度を収支として行う短期保険であることに鑑み、原則として赤字発生年度の翌年度に解消を図ることが望ましいが、単年度での赤字の解消が困難な場合は、保険税を適切な水準に近づけていくことなどにより、赤字の計画的・段階的な解消に努める。なお、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者の納得と理解に努めた上で、赤字の解消・削減を進める。」とされています。

平成29年度の当協議会の答申では、「平成30年度から段階的に標準保険税率に近づけていくことにあわせて、一般会計からの法定外繰入の削減を図っていくことが望ましい。平成30年度からは、平成29年度における改定率を参考に7年をかけて標準保険税率に近づけるものとする。」としており、それを踏まえ、毎年度、標準保険税率に近づける答申としてきました。令和3年度においては、標準保険税率の伸びが大きく、税率改定の期間を2年間延長し、税率の上昇幅を緩和するよう検討してまいりました。令和5年度においても、愛知県の示す標準保険税率が大幅に高くなっていることから、税率改定の期間を2年間延長しました。

今年度の答申においても、昨年度の答申を踏まえ、税率の見直しにあたっては、被保険者の急激な負担増にならないよう考慮しながら、標準保険税率に近づけていく必要があるため、令和7年度の税率は、4年をかけて標準保険税率に近づけるものとするのが適当と判断しました。

### 3 附帯意見

今後も安定的な国保財政運営を行うため、適切な税率設定や医療給付費等の抑制を図ることとし、次のように附帯意見を述べます。

- (1) 愛知県から示された標準保険税率を考慮し、被保険者の国民健康保険税の急激な負担増にならないよう、計画的に一般会計からの法定外繰入を削減できるような税率設定とされたい。
- (2) 国民健康保険税の課税限度額及び減額の対象となる所得については、引き続き国の定めた額とすることが望ましい。
- (3) 財源の安定確保、また公平性の観点からも国民健康保険税の収納率向上に今後も努力されたい。
- (4) 医療費抑制に資するため、特定健診・特定保健指導の受診率等の向上に、一層努められたい。